

議案第 1 1 号

北本市市民交流プラザ設置及び管理条例の一部改正について

北本市市民交流プラザ設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 2 5 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市市民交流プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市市民交流プラザ設置及び管理条例（平成 1 4 年条例第 1 1 号）
の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

多目的ルーム 3	7 5 0 円	7 5 0 円	7 5 0 円	2, 2 5 0 円
----------	---------	---------	---------	------------

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。